

兵庫県公報

令和4年12月1日 木曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
人事委員会規則	
○ 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	47

公布された法令のあらまし

- ◎職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）
職員の定年等に関する条例等の改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月1日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第8号

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「任用」の右に「の制限」を加え、同条第1項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。）の採用は、再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職員の定年（条例第3条に規定する定年をいう。）に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうちを「任命権者は、採用しようとする職に係る定年（条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ」に、「者を、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前に採用する場合には」を「もの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日（条例第2条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）以前に採用する場合は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）をしている職員を、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

第3条及び第4条を次のように改める。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職等)

第3条 条例第6条第3号イの人事委員会規則で定めるものは、警察に勤務する職員であって、課長補佐その他これに準ずるものとして人事委員会が定める職を占めるものとする。

- 2 条例第6条第5号ウの人事委員会規則で定めるものは、警部の職を占めるものとする。
- 3 条例第6条第6号の人事委員会規則で定める職は、付の職（条例第6条第1号から第5号までに掲げる職を占めるものから引き続き当該付の職を占めるものとなった場合に限る。）とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第4条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この項において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
 - (3) 当該職員の地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をする際に、当該職員が占めていた管理監督職（条例第6条に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 2 前項の規定は、警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項第1号中「職員」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この項において「降任等」という。）とあるのは「特定任命（警察法第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下同じ。）」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）とあるのは「特定任命」と、「条例第6条」とあるのは「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2」と、「他の職への降任等も」とあるのは「特定任命も」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

本則に次の3条を加える。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第5条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第6条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校、市（指定都市を除く。）立の高等学校で定時制の課程、市町立の特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長（副校長を含む。）及び教頭の職とする。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第7条 条例第12条及び第13条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第12条及び第13条第1項の規定による採用をいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務執行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附則に次の4項を加える。

- 4 条例附則第9項の令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、医師及び歯科医師である職員のうち、条例別表第1に掲げる施設等において医療業務に従事する者及び条例別表第2に掲げる施設等の長とする。
- 5 条例附則第9項の令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員に相当する

職員として人事委員会規則で定める職員は、保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員とする。

6 条例附則第9項の情報の提供及び勤務の意思の確認を人事委員会規則で定める期間において行う職員として人事委員会規則で定める職員は、異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員とする。

7 条例附則第9項の人事委員会規則で定める期間は、前項に定める職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）とする。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、次の各号に掲げる降格時号給対応表の降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格後の号給欄に定める号給」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政職給料表降格時号給対応表（別表第20の6）
- (2) 研究職給料表降格時号給対応表（別表第20の7）
- (3) 医師・歯科医師職給料表降格時号給対応表（別表第20の8）
- (4) 看護職給料表降格時号給対応表（別表第20の9）
- (5) 警察職給料表降格時号給対応表（別表第20の10）

第19条の5中「地方公務員法」の右に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第20条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第12条の3第2項」を「第12条の3」に改め、同条第2号及び第3号中「、第12条第2項又は第12条の3第1項」を「又は第12条第2項」に改める。

第29条の8第2号ア中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年条例第12条又は第13条第1項」に、「同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を「退職した日」に、「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第33条の5第7号ア中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第34条第1項第4号イ中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第36条の2第1項中「管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、次の各号」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 1種 12,000円
 - イ 2種 11,000円
 - ウ 3種 10,000円
 - エ 4種 9,000円
 - オ 5種 7,000円
 - カ 6種 6,000円
 - キ 7種 4,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 1種 11,000円

- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 9,000円
- エ 4種 8,000円
- オ 5種 6,000円
- カ 6種 5,000円
- キ 7種 3,000円

第36条の2第1項第3号から第7号までを削る。

第36条の3第1項中「管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分(管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、次の各号」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分(管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,500円
- ウ 3種 5,000円
- エ 4種 4,500円
- オ 5種 3,500円
- カ 6種 3,000円
- キ 7種 2,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分(管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,500円
- エ 4種 4,000円
- オ 5種 3,000円
- カ 6種 2,500円
- キ 7種 1,500円

第36条の3第1項第3号から第7号までを削る。

第37条第6項第9号中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した職員、同法第28条の3第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は職員の再任用に関する条例(平成13年兵庫県条例第9号)第2条各号に掲げる者」を「退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第37条第22項及び第23項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の33項及び1表を加える。

(特定日以後の給料月額の特例の適用を受けない職員)

- 5 条例附則第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める職員は、医師及び歯科医師である職員のうち、定年条例別表第1に掲げる施設等において医療業務に従事する者及び同条例別表第2に掲げる施設等の長とする。

(条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当)

- 6 条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第22条の4第8項から第10項までの規定の適用については、当分の間、これらの規定中「別表第19」とあるのは、「附則別表」とする。

(条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当)

- 7 条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第36条の2第1項及び第36条の3第1項の規定の適用については、当分の間、第36条の2第1項第1号及び第36条の3第1項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り

捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

8 この項から附則第36項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 定年条例第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同項各号の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、条例附則第8条1項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第7条第1項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 第2条第7号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 条例第10条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（防災監等（条例第8条の2に規定する防災監等をいう。以下同じ。）にあつては、条例第8条の2に定める給料月額、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該最高の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）をいう。

（条例附則第8条第1項及び第9条第1項の人事委員会規則で定める職員）

9 条例附則第8条第1項及び第9条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）又は特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下同じ。）により職員となった者のうち、次に掲げる職員

ア 異動日又は特定任命をされた日（以下「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第10条第1項の規定による給料の支給）

10 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第10項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第12項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第10項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第1項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）に100分の70を乗じて得た額
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 12 第10項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第10項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第10項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）を用いて、算出するものとする。
- 13 第10項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第10条第1項の規定による給料として支給する。
（特例任用後降任等職員に対する条例附則第10条第1項の規定による給料の支給）
- 14 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第14項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第16項各号、第18項及び第19項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第14項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第1項の規定による給料として支給する。
- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第14項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 16 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月

額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第16項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第18項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第16項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第1項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額とし、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第16項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 18 第16項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第16項第1号から第3号までのいずれかに該当

する職員であるものとし、当該職員について適用される第16項基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 19 第16項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第10条第1項の規定による給料として支給する。

（降任相当給料表異動をした職員に対する条例附則第10条第2項の規定による給料の支給）

- 20 降任相当給料表異動（地方公務員法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。第23項において同じ。）であって、降任相当転任日（当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第23項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第20項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第20項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。

- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第20項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 22 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第20項基礎給料月額は、第20項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）を用いて、算出するものとする。

- 23 降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

- 24 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第27項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任相当転任日に条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第24項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第24項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。

- 25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第24項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」と

あるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 26 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第24項基礎給料月額は、第24項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）を用いて、算出するものとする。
- 27 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第10条第2項の規定による給料の支給）
- 28 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員（仮定異動期間末日において定年条例第9条第3項の規定により異動期間を延長されることとなる管理監督職を占める職員も含む。）のうち、仮定異動期間末日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の申出に基づき行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第31項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）に給与条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第28項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第28項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第28項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 30 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額（防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額）が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第28項基礎給料月額は、第28項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（防災監等に

あつては、条例第8条の2に定める給料月額)を用いて、算出するものとする。

- 31 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に第2条第6号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格(職員の申出に基づき行うものを除く。)をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
(人事交流等職員に対する給与条例附則第10条第2項の規定による給料の支給)
- 32 国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第9条第5項第2号又は公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)第8条第5項第2号に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員(以下「公立大学法人役員」という。)その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者であつて、管理監督職以外の職に採用された職員(以下「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。)前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日(以下「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第35項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となつた日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第7条第1項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第32項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後、第32項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。
- 33 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第32項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 34 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下同じ。)までの間の給料表の給料月額(防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額)が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第32項基礎給料月額は、第32項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(防災監等にあつては、条例第8条の2に定める給料月額)を用いて、算出するものとする。
- 35 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き国及び他の地方公共団体の公務員、公庫等職員、公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこ

れらに準ずる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（特定任命により職員となった者に対する条例附則第10条第2項の規定による給料の支給）

36 特定任命をされた職員であつて、任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）となり、特定日に条例附則第7条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日以後に育児短時間勤務等をした職員となったものにあつては、特定日に当該職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第36項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後に育児短時間勤務等をした職員となった日以後、第36項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第10条第2項の規定による給料として支給する。

(1) 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 特定日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次号において「給与法」という。）第6条第1項に規定する公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 特定日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第6条第1項に規定する公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）

（この規則により難い場合の措置）

37 条例附則第8条第1項、第9条第1項、第10条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則別表（附則第6項関係）

期間の区分	職員の区分	第22条の4第2項 の職員	第22条の4第3項 の職員
(1)	採用の日から1年間	35,600	24,500
(2)	(1)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	23,100
(3)	(2)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	21,700
(4)	(3)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	20,300
(5)	(4)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	18,900
(6)	(5)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	17,500
(7)	(6)の期間が満了する日の翌日から1年間	33,700	16,100
(8)	(7)の期間が満了する日の翌日から1年間	32,500	14,700
(9)	(8)の期間が満了する日の翌日から1年間	31,200	13,300
(10)	(9)の期間が満了する日の翌日から1年間	30,000	11,900
(11)	(10)の期間が満了する日の翌日から1年間	28,700	9,800
(12)	(11)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,400	7,700
(13)	(12)の期間が満了する日の翌日から1年間	26,200	5,600
(14)	(13)の期間が満了する日の翌日から1年間	24,900	3,500
(15)	(14)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,900	1,400
(16)	(15)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,000	
(17)	(16)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,000	
(18)	(17)の期間が満了する日の翌日から1年間	21,000	
(19)	(18)の期間が満了する日の翌日から1年間	20,000	
(20)	(19)の期間が満了する日の翌日から1年間	19,000	
(21)	(20)の期間が満了する日の翌日から1年間	18,100	
(22)	(21)の期間が満了する日の翌日から1年間	17,600	
(23)	(22)の期間が満了する日の翌日から1年間	17,200	
(24)	(23)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,600	
(25)	(24)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,200	
(26)	(25)の期間が満了する日の翌日から1年間	15,800	
(27)	(26)の期間が満了する日の翌日から1年間	15,300	
(28)	(27)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,900	
(29)	(28)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,400	
(30)	(29)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,200	
(31)	(30)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,900	
(32)	(31)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,500	
(33)	(32)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,000	
(34)	(33)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,300	
(35)	(34)の期間が満了する日の翌日から1年間	11,800	

別表第20の5の次に次の5表を加える。

別表第20の6（第14条関係）

行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	33	13	21	9	9	13	13	17	21
2	33	14	22	10	10	14	14	18	22
3	33	15	23	11	11	15	15	19	23
4	34	16	24	12	12	16	16	20	24
5	35	17	25	13	13	17	17	21	25
6	36	18	26	14	14	18	18	22	26
7	37	19	27	15	15	19	19	23	27
8	39	20	28	16	16	20	20	24	28
9	40	21	29	17	17	21	21	25	29
10	42	22	30	18	18	22	22	26	30
11	43	23	31	19	19	23	23	27	31
12	44	24	32	20	20	24	24	28	32
13	45	25	33	21	21	25	25	33	35
14	46	26	34	22	22	26	26	38	38
15	47	27	35	23	23	27	27	43	41
16	48	28	36	24	24	28	28	48	44
17	49	29	37	25	25	29	29	49	45
18	50	30	38	26	26	30	30	49	45
19	51	31	39	27	27	31	31	49	45
20	52	32	40	28	28	32	32	49	45
21	53	33	41	29	29	34	33	49	45
22	54	34	42	30	30	36	34	49	
23	55	35	43	31	31	38	35	49	
24	56	36	44	32	32	40	36	49	
25	58	37	45	33	33	42	38	49	
26	60	38	46	34	34	44	40	49	
27	62	39	47	35	35	46	42	49	
28	64	40	48	36	36	48	47	49	
29	66	41	49	37	37	52	52	49	
30	68	42	50	38	38	56	57	49	
31	70	43	51	39	39	67	62	49	
32	72	44	52	40	40	80	65	49	
33	74	45	53	41	41	82	65	49	
34	76	46	54	42	42	84	65	49	
35	78	47	55	43	43	85	65	49	
36	80	48	56	44	44	85	65	49	
37	82	49	57	45	45	85	65	49	
38	84	50	58	46	46	85	65	49	
39	86	51	59	47	47	85	65	49	
40	88	52	60	48	48	85	65	49	
41	90	53	61	49	50	85	65	49	
42	92	54	62	50	52	85	65	49	
43	93	55	63	51	54	85	65	49	
44	93	56	64	52	56	85	65	49	
45	93	58	67	53	58	85	65	49	
46	93	60	70	54	60	85	65		
47	93	62	73	55	62	85	65		
48	93	64	76	56	64	85	65		
49	93	66	79	57	66	85	65		
50	93	68	82	58	76	85			

51	93	70	85	59	88	85			
52	93	72	88	60	92	85			
53	93	76	92	61	96	85			
54	93	80	96	62	97	85			
55	93	84	101	63	97	85			
56	93	88	106	64	97	85			
57	93	89	111	65	97	85			
58	93	89	116	66	97	85			
59	93	89	117	67	97	85			
60	93	89	117	68	97	85			
61	93	89	117	69	97	85			
62	93	89	117	70	97	85			
63	93	89	117	71	97	85			
64	93	89	117	72	97	85			
65	93	89	117	73	97	85			
66	93	89	117	74	97				
67	93	89	117	75	97				
68	93	89	117	80	97				
69	93	89	117	85	97				
70	93	89	117	88	97				
71	93	89	117	89	97				
72	93	89	117	90	97				
73	93	89	117	91	97				
74	93	89	117	92	97				
75	93	89	117	94	97				
76	93	89	117	96	97				
77	93	89	117	97	97				
78	93	89	117	98	97				
79	93	89	117	99	97				
80	93	89	117	100	97				
81	93	89	117	101	97				
82	93	89	117	101	97				
83	93	89	117	101	97				
84	93	89	117	101	97				
85	93	89	117	101	97				
86	93	89	117	101					
87	93	89	117	101					
88	93	89	117	101					
89	93	89	117	101					
90		89	117	101					
91		89	117	101					
92		89	117	101					
93		89	117	101					
94		89	117	101					
95		89	117	101					
96		89	117	101					
97		89	117	101					
98		89	117						
99		89	117						
100		89	117						
101		89	117						
102		89							
103		89							
104		89							
105		89							
106		89							
107		89							
108		89							
109		89							
110		89							

111		89							
112		89							
113		89							
114		89							
115		89							
116		89							
117		89							

別表第20条の7（第14条関係）
研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	67	41	54
26	54	70	42	58
27	55	73	43	61
28	56	76	44	64
29	59	77	46	67
30	62	78	48	70
31	65	79	50	76
32	68	80	52	77
33	70	84	53	77
34	72	88	54	77
35	74	92	55	77
36	76	96	56	77
37	78	97	58	77
38	80	97	60	77
39	82	97	62	77
40	84	97	64	77
41	85	97	67	77
42	86	97	70	77
43	87	97	74	77
44	88	97	78	77
45	90	97	82	77
46	92	97	86	77
47	94	97	89	77
48	96	97	92	77
49	97	97	93	77
50	98	97	93	77

51	99	97	93	77
52	100	97	93	77
53	101	97	93	77
54	102	97	93	77
55	103	97	93	77
56	104	97	93	77
57	107	97	93	77
58	109	97	93	77
59	109	97	93	77
60	109	97	93	77
61	109	97	93	77
62	109	97	93	77
63	109	97	93	77
64	109	97	93	77
65	109	97	93	77
66	109	97	93	
67	109	97	93	
68	109	97	93	
69	109	97	93	
70	109	97	93	
71	109	97	93	
72	109	97	93	
73	109	97	93	
74	109	97	93	
75	109	97	93	
76	109	97	93	
77	109	97	93	
78	109	97		
79	109	97		
80	109	97		
81	109	97		
82	109	97		
83	109	97		
84	109	97		
85	109	97		
86	109	97		
87	109	97		
88	109	97		
89	109	97		
90	109	97		
91	109	97		
92	109	97		
93	109	97		
94	109			
95	109			
96	109			
97	109			

別表第20の8（第14条関係）
 医師・歯科医師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	81
45	65	71	81
46	65	74	81
47	65	77	81
48	65	82	81
49	65	85	81
50	65	85	81

51	65	85	81
52	65	85	81
53	65	85	81
54	65	85	81
55	65	85	81
56	65	85	81
57	65	85	81
58	65	85	81
59	65	85	81
60	65	85	81
61	65	85	81
62	65	85	81
63	65	85	81
64	65	85	81
65	65	85	81
66	65	85	81
67	65	85	81
68	65	85	81
69	65	85	81
70	65	85	81
71	65	85	81
72	65	85	81
73	65	85	81
74	65	85	
75	65	85	
76	65	85	
77	65	85	
78	65	85	
79	65	85	
80	65	85	
81	65	85	
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

別表第20の9（第14条関係）

看護職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	96	69
45	61	69	57	61	100	69
46	62	70	58	62	104	69
47	63	71	59	63	105	69
48	64	72	60	64	105	69
49	65	73	61	65	105	69
50	66	74	62	66	105	69

51	67	75	63	67	105	69
52	68	76	64	68	105	69
53	69	77	65	70	105	69
54	70	78	66	72	105	69
55	71	79	67	74	105	69
56	72	80	68	76	105	69
57	73	81	69	77	105	69
58	74	82	70	78	105	
59	75	83	71	79	105	
60	76	84	72	80	105	
61	77	85	73	82	105	
62	78	86	74	84	105	
63	79	87	75	86	105	
64	80	88	76	88	105	
65	82	89	77	90	105	
66	84	90	78	92	105	
67	86	91	79	94	105	
68	88	92	80	98	105	
69	89	93	81	102	105	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	114		
74	96	98	86	116		
75	98	99	87	118		
76	100	100	88	120		
77	102	101	89	121		
78	104	102	90	122		
79	106	103	91	123		
80	108	104	92	124		
81	112	107	93	126		
82	116	110	94	128		
83	120	113	95	130		
84	124	116	96	132		
85	127	120	98	133		
86	130	124	100	134		
87	133	128	102	135		
88	136	132	104	136		
89	140	135	105	137		
90	144	140	106	137		
91	148	145	107	137		
92	152	150	110	137		
93	156	155	113	137		
94	160	158	116	137		
95	164	161	119	137		
96	168	164	122	137		
97	171	165	125	137		
98	174	165	126	137		
99	177	165	127	137		
100	177	165	128	137		
101	177	165	129	137		
102	177	165	130	137		
103	177	165	131	137		
104	177	165	132	137		
105	177	165	133	137		
106	177	165	134			
107	177	165	135			
108	177	165	136			
109	177	165	137			
110	177	165	137			

111	177	165	137			
112	177	165	137			
113	177	165	137			
114	177	165	137			
115	177	165	137			
116	177	165	137			
117	177	165	137			
118	177	165	137			
119	177	165	137			
120	177	165	137			
121	177	165	137			
122	177	165	137			
123	177	165	137			
124	177	165	137			
125	177	165	137			
126	177	165	137			
127	177	165	137			
128	177	165	137			
129	177	165	137			
130	177	165	137			
131	177	165	137			
132	177	165	137			
133	177	165	137			
134	177	165	137			
135	177	165	137			
136	177	165	137			
137	177	165	137			
138	177					
139	177					
140	177					
141	177					
142	177					
143	177					
144	177					
145	177					
146	177					
147	177					
148	177					
149	177					
150	177					
151	177					
152	177					
153	177					
154	177					
155	177					
156	177					
157	177					
158	177					
159	177					
160	177					
161	177					
162	177					
163	177					
164	177					
165	177					

別表第20の10（第14条関係）

警察職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	14	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	25	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	37	41	49	33	33	37	37
26	33	38	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	62
33	40	45	49	57	41	41	45	68
34	42	46	50	58	42	42	46	74
35	43	47	51	59	43	43	47	77
36	44	48	52	60	44	44	48	77
37	45	49	53	61	45	45	49	77
38	46	50	54	62	46	46	50	77
39	47	51	55	63	47	47	51	77
40	48	52	56	64	48	48	52	77
41	49	53	57	65	49	49	54	77
42	50	54	58	66	50	50	56	77
43	51	55	59	67	51	51	58	77
44	52	56	60	68	52	52	68	77
45	53	57	61	70	53	53	79	77
46	54	58	62	72	54	54	82	77
47	55	59	63	74	55	55	88	77
48	56	60	64	76	56	56	93	77
49	57	60	65	77	57	59	93	77
50	58	61	66	78	58	62	93	77

51	59	63	67	79	59	65	93	77
52	60	64	68	80	60	75	93	77
53	61	65	69	81	61	87	93	77
54	62	66	70	82	62	90	93	
55	63	67	71	83	63	94	93	
56	64	68	72	84	64	99	93	
57	65	69	73	86	65	101	93	
58	66	70	74	88	66	101	93	
59	67	71	75	90	67	101	93	
60	68	72	76	92	68	101	93	
61	69	73	77	95	69	101	93	
62	70	74	78	98	70	101	93	
63	71	75	79	101	71	101	93	
64	72	76	80	104	72	101	93	
65	73	77	81	105	73	101	93	
66	74	78	82	106	74	101	93	
67	75	79	83	107	75	101	93	
68	76	80	84	116	78	101	93	
69	77	81	86	126	79	101	93	
70	78	82	88	128	80	101	93	
71	79	83	90	130	81	101	93	
72	80	84	92	132	82	101	93	
73	81	85	93	133	83	101	93	
74	82	86	94	134	84	101	93	
75	83	87	95	135	85	101	93	
76	84	88	96	136	86	101	93	
77	86	89	97	137	87	101	93	
78	88	90	98	137	88	101		
79	90	91	99	137	89	101		
80	92	92	100	137	90	101		
81	93	93	101	137	91	101		
82	94	94	102	137	92	101		
83	95	95	103	137	93	101		
84	96	96	104	137	94	101		
85	97	97	105	137	95	101		
86	98	98	106	137	96	101		
87	99	99	107	137	98	101		
88	100	100	108	137	100	101		
89	101	102	110	137	102	101		
90	102	104	112	137	104	101		
91	103	106	114	137	105	101		
92	104	108	116	137	105	101		
93	106	109	118	137	105	101		
94	108	110	120	137	105			
95	110	111	122	137	105			
96	112	112	132	137	105			
97	114	113	137	137	105			
98	116	114	138	137	105			
99	118	115	139	137	105			
100	120	116	141	137	105			
101	123	119	142	137	105			
102	126	122	143	137				
103	129	125	144	137				
104	132	128	145	137				
105	133	131	146	137				
106	133	134	147					
107	133	137	148					
108	133	140	149					
109	133	142	150					
110	133	144	151					

111	133	149	152				
112	133	152	153				
113	133	153	154				
114	133	154	155				
115	133	155	156				
116	133	156	157				
117	133	157	157				
118	133	158	157				
119	133	159	157				
120	133	160	157				
121	133	161	157				
122	133	162	157				
123	133	163	157				
124	133	164	157				
125	133	165	157				
126	133	165	157				
127	133	165	157				
128	133	165	157				
129	133	165	157				
130	133	165	157				
131	133	165	157				
132	133	165	157				
133	133	165	157				
134	133	165	157				
135	133	165	157				
136	133	165	157				
137	133	165	157				
138	133	165					
139	133	165					
140	133	165					
141	133	165					
142	133	165					
143	133	165					
144	133	165					
145	133	165					
146	133	165					
147	133	165					
148	133	165					
149	133	165					
150	133	165					
151	133	165					
152	133	165					
153	133	165					
154	133	165					
155	133	165					
156	133	165					
157	133	165					
158	133						
159	133						
160	133						
161	133						
162	133						
163	133						
164	133						
165	133						

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「その者に適用される給料表の別に応じ、次の各号に掲げる降格時号給対応表の降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格後の号給欄に定める号給」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 高等学校教育職給料表降格時号給対応表 (別表第15の4)
- (2) 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表 (別表第15の5)

第13条第4項を削る。

第18条の4中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第19条の2見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第13条の2第2項」を「第13条の2」に改め、同条第2号及び第3号中「、第12条第2項又は第13条の2第1項」を「又は第12条第2項」に改める。

第19条の3中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第28条の8第2号ア中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年条例第12条又は第13条第1項」に、「同法第28条の2第1項の規定により退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を「退職した日」に、「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第32条の5第7号ア中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第33条第3項中「当該各号に定める額」の右に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「(短時間勤務職員にあつては、その額)及び「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削る。

第41条第3項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第42条の2第1項中「管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分(第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、次の各号」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分(第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 4種 9,000円
 - イ 5種 7,000円
 - ウ 6種 6,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分(第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 4種 8,000円
 - イ 5種 6,000円
 - ウ 6種 5,000円

第42条の2第1項第3号を削る。

第42条の3第1項中「管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第1に掲げる区分(第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分)に応じ、次の各号」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める

職に係る別表第16の3に掲げる区分（第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ア 4種 4,500円
- イ 5種 3,500円
- ウ 6種 3,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分（第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ア 4種 4,000円
- イ 5種 3,000円
- ウ 6種 2,500円

第42条の3第1項第3号を削る。

第43条第4項第9号中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した職員、同法第28条の3第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は職員の再任用に関する条例（平成13年兵庫県条例第9号）第2条各号に掲げる者」を「退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第43条第20項及び第21項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の33項及び1表を加える。

（条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

5 条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第19条の4第2項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「別表第14」とあるのは、「附則別表」とする。

（条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当）

6 条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第33条第3項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

（条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対する義務教育等教員特別手当）

7 条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第41条第3項の適用については、当分の間、同項第1号から第6号まで中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

（条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当）

8 条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第42条の2第1項及び第42条の3第1項の規定の適用については、当分の間、第42条の2第1項第1号及び第42条の3第1項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

9 この項から附則第36項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 定年条例第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同項各号の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、条例附則第6条第1項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第5条第1項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 第2条第8号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する

- 他の職への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 条例第10条の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該最高の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
（条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員）
- 10 条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
- イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
- ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第7条第1項の規定による給料の支給）
- 11 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第11項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第13項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第11項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第1項の規定による給料として支給する。
- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日

の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第11項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 13 第11項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第11項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第11項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 14 第11項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第7条第1項の規定による給料として支給する。
（特例任用後降任等職員に対する条例附則第7条第1項の規定による給料の支給）
- 15 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第15項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第17項各号、第19項及び第20項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第15項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第1項の規定による給料として支給する。
- 16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第15項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 17 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第17項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第19項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第17項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第1項の規定による給料として支給する。
 - (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、

- これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額) から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第17項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 19 第17項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第17項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第17項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 20 第17項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第7条第1項の規定による給料として支給する。
(降任相当給料表異動をした職員に対する条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)
- 21 降任相当給料表異動(地方公務員法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。第24項において同じ。)であって、降任相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第24項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第21項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第21項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。
- 22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第21項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 23 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に

- 対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第21項基礎給料月額、第21項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 24 降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
 - (3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- 25 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第28項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任相当転任日に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第25項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第25項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。
- 26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第25項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 27 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第25項基礎給料月額は、第25項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 28 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）
- 29 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員（仮定異動期間末日において定年条例第9条第3項の規定により異動期間を延長されることとなる管理監督職を占める職員も含む。）のうち、仮定異動期間末日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の申出に基づき行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第31項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100

円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第29項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第29項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第29項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

31 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第29項基礎給料月額は、第29項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

32 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に第2条第7号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（人事交流等職員に対する条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）

33 国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号又は公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第8条第5項第2号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員（以下「公立大学法人役員」という。）その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者であって、管理監督職以外の職に採用された職員（以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第36項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第5条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとし

て条例附則第5条第1項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第33項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第33項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

- 34 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第33項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 35 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第33項基礎給料月額は、第33項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 36 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日以後、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。
- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き国及び他の地方公共団体の公務員、公庫等職員、公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
(この規則により難い場合の措置)
- 37 条例附則第6条第1項、第7条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則別表（附則第5項関係）

職 員	職務の級	調 整 額
第19条の4第1項第1号の職員	1 級	6,300円。ただし、1号給5,040円、2号給5,089円、3号給5,134円、4号給5,184円、5号給5,233円、6号給5,292円、7号給5,350円、8号給5,404円、9号給5,458円、10号給5,526円、11号給5,589円、12号給5,652円、13号給5,710円、14号給5,782円、15号給5,850円、16号給5,917円、17号給5,989円、18号給6,070円、19号給6,147円、20号給6,228円
	2 級	7,800円。ただし、1号給5,530円、2号給5,598円、3号給5,665円、4号給5,733円、5号給5,796円、6号給5,863円、7号給5,935円、8号給6,003円、9号給6,075円、10号給6,165円、11号給6,250円、12号給6,336円、13号給6,426円、14号給6,480円、15号給6,529円、16号給6,583円、17号給6,642円、18号給6,691円、19号給6,745円、20号給6,795円、21号給6,853円、22号給6,912円、23号給6,970円、24号給7,029円、25号給7,078円、26号給7,141円、27号給7,204円、28号給7,267円、29号給7,326円、30号給7,407円、31号給7,492円、32号給7,578円、33号給7,659円、34号給7,749円
	3 級	8,100円
	4 級	8,500円
	5 級	9,200円
第19条の4第1項第2号の職員	1 級	5,900円。ただし、1号給5,040円、2号給5,089円、3号給5,134円、4号給5,184円、5号給5,233円、6号給5,292円、7号給5,350円、8号給5,404円、9号給5,458円、10号給5,526円、11号給5,589円、12号給5,652円、13号給5,710円、14号給5,782円、15号給5,850円
	2 級	7,700円。ただし、1号給5,539円、2号給5,602円、3号給5,670円、4号給5,737円、5号給5,800円、6号給5,872円、7号給5,940円、8号給6,012円、9号給6,079円、10号給6,169円、11号給6,255円、12号給6,336円、13号給6,426円、14号給6,480円、15号給6,529円、16号給6,583円、17号給6,642円、18号給6,691円、19号給6,745円、20号給6,795円、21号給6,853円、22号給6,912円、23号給6,970円、24号給7,029円、25号給7,078円、26号給7,141円、27号給7,204円、28号給7,267円、29号給7,326円、30号給7,407円、31号給7,492円、32号給7,578円、33号給7,659円
	3 級	8,000円
	4 級	8,300円
	5 級	8,900円

別表第15の3の次に次の2表を加える。

別表第15の4（第13条関係）

高等学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	9	43	23	41
2	10	44	24	42
3	10	45	25	43
4	11	46	26	44
5	12	47	27	45
6	13	48	28	46
7	14	49	29	47
8	15	50	30	48
9	16	51	31	49
10	17	52	32	50
11	18	53	33	51
12	19	54	34	52
13	20	55	35	53
14	21	56	36	54
15	23	57	37	55
16	24	58	38	56
17	25	59	39	57
18	26	60	40	58
19	27	61	40	59
20	28	62	41	60
21	29	63	42	61
22	30	64	43	62
23	31	65	44	63
24	32	66	45	64
25	33	67	46	66
26	34	68	47	68
27	35	69	48	70
28	36	70	50	72
29	37	71	51	74
30	38	72	52	76
31	39	73	53	78
32	40	74	54	80
33	41	75	55	82
34	42	76	56	84
35	43	77	57	86
36	44	78	58	88
37	45	79	59	90
38	46	80	60	92
39	47	81	61	93
40	48	82	62	93
41	50	83	63	93
42	52	84	64	93
43	54	85	65	93
44	56	86	66	93
45	58	87	67	93
46	60	88	68	93
47	62	89	68	93
48	64	90	69	93
49	66	91	70	93
50	68	92	72	93

51	70	93	74	93
52	72	94	76	93
53	74	95	77	93
54	76	96	78	93
55	78	97	80	93
56	80	98	82	93
57	81	99	83	93
58	82	100	84	
59	83	101	86	
60	84	102	87	
61	86	103	89	
62	88	104	91	
63	90	105	94	
64	92	106	98	
65	95	107	102	
66	98	108	106	
67	101	109	110	
68	104	110	114	
69	107	112	118	
70	110	114	121	
71	113	115	121	
72	116	116	121	
73	121	117	121	
74	126	118	121	
75	131	119	121	
76	136	120	121	
77	142	122	121	
78	148	124	121	
79	156	125	121	
80	164	126	121	
81	169	127	121	
82	169	128	121	
83	169	130	121	
84	169	132	121	
85	169	134	121	
86	169	136	121	
87	169	138	121	
88	169	140	121	
89	169	142	121	
90	169	144	121	
91	169	145	121	
92	169	146	121	
93	169	147	121	
94	169	148		
95	169	149		
96	169	150		
97	169	152		
98	169	154		
99	169	155		
100	169	156		
101	169	157		
102	169	158		
103	169	159		
104	169	161		
105	169	162		
106	169	163		
107	169	165		
108	169	166		
109	169	167		
110	169	169		

111	169	169		
112	169	169		
113	169	169		
114	169	169		
115	169	169		
116	169	169		
117	169	169		
118	169	169		
119	169	169		
120	169	169		
121	169	169		
122	169			
123	169			
124	169			
125	169			
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			
154	169			
155	169			
156	169			
157	169			
158	169			
159	169			
160	169			
161	169			
162	169			
163	169			
164	169			
165	169			
166	169			
167	169			
168	169			
169	169			

別表第15の5（第13条関係）
 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	9	43	7	57
2	10	44	8	58
3	10	45	9	59
4	11	46	10	60
5	12	47	11	61
6	13	48	12	62
7	14	49	13	63
8	15	50	14	64
9	16	51	15	65
10	17	52	16	66
11	18	53	17	67
12	19	54	18	68
13	20	55	19	69
14	21	56	20	70
15	23	57	21	71
16	24	58	22	72
17	25	59	23	73
18	26	60	24	74
19	27	61	25	75
20	28	62	26	80
21	29	63	27	85
22	30	64	28	90
23	31	65	29	94
24	32	66	30	97
25	33	67	31	100
26	34	68	32	102
27	35	69	33	104
28	36	70	34	106
29	37	71	35	108
30	38	72	36	110
31	39	73	37	112
32	40	74	38	113
33	41	75	39	113
34	42	76	40	113
35	43	77	40	113
36	44	78	41	113
37	45	79	42	113
38	46	80	43	113
39	47	81	44	113
40	48	82	45	113
41	50	83	46	113
42	52	84	47	113
43	54	85	48	113
44	56	86	49	113
45	59	87	50	113
46	62	88	51	113
47	65	89	52	113
48	68	90	53	113
49	69	91	55	113
50	70	92	56	113

51	71	93	57	113
52	72	94	58	113
53	74	95	59	113
54	76	96	60	113
55	78	97	61	113
56	80	98	62	113
57	82	99	63	113
58	84	100	64	
59	86	101	65	
60	88	102	66	
61	91	103	67	
62	94	104	68	
63	97	105	70	
64	100	106	72	
65	107	107	73	
66	113	108	74	
67	113	110	74	
68	113	112	75	
69	113	113	76	
70	113	114	78	
71	113	115	79	
72	113	116	80	
73	113	117	82	
74	113	118	83	
75	113	120	84	
76	113	122	85	
77	113	123	86	
78	113	124	87	
79	113	126	89	
80	113	128	91	
81	113	129	93	
82	113	130	95	
83	113	131	97	
84	113	132	99	
85	113	134	101	
86	113	136	103	
87	113	138	105	
88	113	140	107	
89	113	141	109	
90	113	142	111	
91	113	143	113	
92	113	144	114	
93	113	146	115	
94	113	148	116	
95	113	150	117	
96	113	152	118	
97	113	154	119	
98	113	156	120	
99	113	157	121	
100	113	158	122	
101	113	159	123	
102	113	160	125	
103	113	161	125	
104	113	162	125	
105	113	163	125	
106	113	164	125	
107	113	166	125	
108	113	168	125	
109	113	169	125	
110	113	170	125	

111	113	171	125	
112	113	173	125	
113	113	173	125	
114	113	173		
115	113	173		
116	113	173		
117	113	173		
118	113	173		
119	113	173		
120	113	173		
121	113	173		
122	113	173		
123	113	173		
124	113	173		
125	113	173		
126	113			
127	113			
128	113			
129	113			
130	113			
131	113			
132	113			
133	113			
134	113			
135	113			
136	113			
137	113			
138	113			
139	113			
140	113			
141	113			
142	113			
143	113			
144	113			
145	113			
146	113			
147	113			
148	113			
149	113			
150	113			
151	113			
152	113			
153	113			
154	113			
155	113			
156	113			
157	113			
158	113			
159	113			
160	113			
161	113			
162	113			
163	113			
164	113			
165	113			
166	113			
167	113			
168	113			
169	113			
170	113			

171	113			
172	113			
173	113			

別表第17再任用職員以外の職員の款及び再任用職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第18再任用職員以外の職員の款及び再任用職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「当該各号に定める額」の右に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」、「(以下「算出率」という。)」及び「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額)」を削り、「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を「乗じて得た額」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第7条第1項の規定を受ける職員の管理職手当)

5 条例附則第7条第1項の規定を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(職員給与と条例附則第7条第1項又は教員給与と条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与)

4 一般の派遣職員が職員給与と条例附則第7条第1項又は教員給与と条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員(以下「給料月額特例職員」という。)となったときは、当該一般の派遣職員の当該給料月額特例職員となった日以後の給与は、当分の間、第4条第6項の規定にかかわらず、当該給料月額特例職員となった日を派遣の日とみなして同条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

5 前項の規定により給与の額を計算した一般の派遣職員に対する第4条第8項の規定の適用については、同項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第4項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第12条の3中「地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に改める。

第12条の4中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改める。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第7条 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年兵庫県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する規則(平成18年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条の3第4項及び」を「第5条の2及び第7条の3第4項並びに」に改め、「以下「学校職員退職手当条例」という。）」の右に「第5条の2及び」を加える。

第3条を第4条とする。

第2条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となった後に退職した者の基礎在職期間のうち、特定地方警務官(警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。)であった期間については、第1項の規定にかかわらず、その者は、当該期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの各月ごとに、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条の3に定める別表第一イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(特定理由)

第2条 職員退職手当条例第5条の2及び学校職員退職手当条例第5条の2の人事委員会規則で定める理由は、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後に当該職員の申出に基づき行われる降任とする。
(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正)

第9条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則(平成19年兵庫県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

第11条第8号を同条第9号とし、同条第2号から同条第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が、年齢60年に達した日以後に退職した場合(引き続いて職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項の規定により採用される場合に限る。)

第13条第3号中「第81条の2第1項」を「第81条の6第1項」に、「第81条の3第1項」を「第81条の7第1項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則の一部改正)

第10条 職員の自己啓発、社会貢献等のための給料に関する規則(平成20年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同号ウ中「第9条の2第4項、第11条第3項若しくは第16条」を「第16条第1項から第3項まで」に、「第8条の2第4項、第9条第3項若しくは第14条」を「第14条第1項から第3項まで」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第11条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表県職員給与条例第12条の3第1項及び教育職員給与条例第13条の2第1項の項を削り、同表県職員給与条例第17条第2項第2号及び教育職員給与条例第19条第2項第2号の項及び同条第2項の表県職員特勤条例第32条の4、教職員特勤条例第9条の4及び警察職員特勤条例第2条の2の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の表県職員給与条例第12条の3第1項及び教育職員給与条例第13条の2第1項の項を削り、同表県職員給与条例第27条の3及び教育職員給与条例第30条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(県職員給与条例附則第7条第1項及び教育職員給与条例附則第5条の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

10 育児短時間勤務職員等に対する県職員給与条例附則第7条第1項及び教育職員給与条例附則第5条の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「f)に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平

成6年兵庫県条例第43号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」とする。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第12条 職員の退職管理に関する規則(平成28年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第13条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第6項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 退職した職員又は職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条若しくは第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)として勤務した後退職した職員が引き続き派遣規則団体等の役職員として在職した後引き続き第1号会計年度任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員としての在職期間は、その全期間を参入する。

第31条第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員が引き続き派遣規則団体等の役職員として在職した後引き続き第2号一般会計年度任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員としての在職期間は、その全期間を参入する。

第41条第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員が引き続き派遣規則団体等の役職員として在職した後引き続き第2号教育会計年度任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員としての在職期間は、その全期間を参入する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第2項に規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用(令和4年改正条例附則第2条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項(令和4年改正条例附則第9条第1項の規定による勤務についての準用)

3 第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則(昭和59年兵庫県人事委員会規則第15号)第2条第2項の規定は、令和4年改正条例附則第9条第1項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正条例附則第9条第2項の人事委員会規則で定める職及び職員)

4 令和4年改正条例附則第9条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年(令和4年改正条例附則第9条第2項に規定する新定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「改正前の定年条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が令和4年改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「改正後の定年条例」という。)第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

5 令和4年改正条例附則第9条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年(同日が令和5年3月31日

- ある場合には、改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。
- 6 職員の定年等に関する規則第2条第2項ただし書の規定は、令和4年改正条例附則第9条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。
(令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)
- 7 令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。この項から第9項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年相当年齢(令和4年改正条例附則第4条第2項に規定する新定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年相当年齢が改正後の定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 8 令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年相当年齢に達している者とする。
- 9 令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第7項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員(令和4年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する規則(以下「改正後の職員給与規則」という。)第2条第6号及び第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「改正後の教育職員給与規則」という。)第2条第7号の規定を適用する。
(暫定再任用短時間勤務職員の教職調整額に関する経過措置)
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の教育職員給与規則第19条の3の規定を適用する。
(暫定再任用短時間勤務職員の給料の調整額に関する経過措置)
- 12 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の教育職員給与規則第19条の4第2項の規定を適用する。
(暫定再任用職員の通勤手当に関する経過措置)
- 13 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員(令和4年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)のうち、令和4年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号。以下「改正後の職員給与条例」という。)第17条第1項第1号又は第3号に掲げる職員であって、改正後の職員給与規則第29条の8第2号に規定する常例にあるものは、改正後の職員給与条例第17条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- (1) 令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「改正前の地公法」という。)第28条の2第1項の規定により退職した日(改正前の地公法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
(2) 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- 14 前項各号に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、令和4年改正条例第6条の規定による改正後の公立学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)第19条第1項第1号又は

- 第3号に掲げる職員であつて、改正後の教育職員給与規則第28条の8第2号に規定する常例にあるものは、改正後の教育職員給与条例第19条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- 15 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対する改正後の職員給与規則第29条の8及び改正後の教育職員給与規則第28条の8の規定の適用については、改正後の職員給与規則第29条の8第2号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とし、改正後の教育職員給与規則第28条の8第2号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- （暫定再任用職員等の単身赴任手当に関する経過措置）
- 16 第13項各号に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、改正後の職員給与規則第33条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所等に通勤することが改正後の職員給与規則第33条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員給与条例第17条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員とする。
- 17 事由発生に伴い、住居を移転し、改正後の教育職員給与規則第32条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所等に通勤することが第3条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則第32条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、改正後の教育職員給与条例第19条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員とする。
- 18 施行日前に、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する規則第33条の5第7号ア及び第3条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則第32条の5第7号アに該当する採用をされた職員については、これらの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 19 施行日前に、改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員については、第2条及び第3条の規定による改正前の職員の給与に関する規則第33条の5及び公立学校教育職員等の給与に関する規則第32条の5の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- （暫定再任用職員の管理職手当に関する経過措置）
- 20 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第4条の規定による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下、「改正後の管理職手当規則」という。）第3条及び改正後の教育職員給与規則第33条第3項の規定の適用については、改正後の管理職手当規則第3条第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とし、改正後の教育職員給与規則第33条第3項第1号中「別表第16の4」とあるのは、「別表第16の5」とする。
- 21 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の管理職手当規則第3条第2号及び改正後の教育職員給与規則第33条第3項第2号の規定を適用する。
- （暫定再任用短時間勤務職員の農林漁業普及指導手当に関する経過措置）
- 22 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第34条第1項第4号イの規定を適用する。
- （暫定再任用短時間勤務職員の超過勤務手当及び夜勤手当に関する経過措置）
- 23 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第35条第3項の規定を適用する。
- （暫定再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当）
- 24 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、教育職員給与規則第41条第3項の規定を適用する。
- （暫定再任用職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置）

25 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第36条の2第1項及び第36条の3第1項並びに改正後の教育職員給与規則第42条の2第1項及び第42条の3第1項の規定を適用する。

(暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

26 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第37条第6項第2号、第6号、第7号及び第21項第2号並びに教育職員給与規則第43条第4項第2号、第6号、第7号及び第19項第2号の規定を適用する。

27 暫定再任用職員に対する改定後の職員給与規則第37条第6項第9号及び改正後の教育職員給与規則第43条第4項第9号の規定の適用については、これらの規定中「又は定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員となった」とあるのは、「暫定再任用職員となった」とする。

28 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第37条第22項及び第23項並びに改正後の教育職員給与規則第43条第20項及び第21項の規定を適用する。

29 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規則第37条の2第1項第2号及び同条第2項第2号並びに改正後の教育職員給与規則第43条19項、第43条の3第1項第2号及び同条第2項第2号の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の上乗率計算)

30 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の上乗率があるときは、その上乗率を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第14条

(2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第13条の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第12条

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

31 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の勤務時間規則」という。）第1条の3第1項及び第2項、第2条の2第5項及び第6項、第9条第2項、第12条、第12条の2第1項、第12条の4第1項、第15条並びに第17条第2項の規定を適用する。

32 暫定再任用職員に対する改正後の勤務時間規則第12条の3の規定の適用については、同条中「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項の規定による採用」とあるのは、「令和4年改正条例附則第2条第1項第4号に規定する暫定再任用」とする。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

33 暫定再任用職員の採用は、第7条の規定による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条第2項第2号に定める採用とみなす。

(職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

34 令和4年改正条例附則第9条第1項に規定する旧勤務延長職員に対する第10条の規定による改正後の職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則第4条第3号イの規定の適用については、同号イ中「同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第39号）附則第9条第1項に規定する旧勤務延長期限又は同項」とする。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

35 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の職員の子育て支援に関する規則第6条第2項の規定を適用する。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

36 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、第12条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第2号に定める採用とみなす。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

37 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、第13条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）第18条第2項、同条第6項、第31条第1項及び第2項並びに第41条第1項及び第2項の規定を適用する。

38 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の会計年度任用職員規則第18条第6

項第7号の規定を適用する。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

39 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成27年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第8号中「再任用職員等異動」を「定年前再任用短時間勤務職員等異動」に、「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に改め、「採用された職員」の右に「若しくは暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。)」を加える。

附則第9項第5号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用等給料月額」を「定年前再任用等給料月額」に改め、同号イ中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月1日

兵庫県人事委員会

委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会告示第6号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第20条の5第2項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用(同法第28条の2第1項の規定により勤務した後退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用(退職した日)」に改める。

第20条の5第2項第1号及び第2号、第3項第1号、第4項第5号及び第7号並びに第20条の9第2項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第23条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年条例第12条又は第13条第1項」に改める。

第23条第2項及び第3項第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別紙様式第12の記入上の注意の部5中「、再任用」を「、定年前再任用(暫定再任用を含む。))」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第20条の5第2項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用(同法第28条の2第1項の規定により勤務した後退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用(退職した日)」に改める。

第20条の5第2項第1号及び第2号、第3項第1号、第4項第5号及び第7号並びに第20条の9第2項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第23条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年条例第12条又は第13条第1項」に改める。

第23条第2項並びに第3項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別紙様式第11の記入上の注意の部5中「、再任用」を「、定年前再任用(暫定再任用を含む。))」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のよ

うに改正する。

第1条の2第5項第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正)

第4条 職員の子育て支援に関する実施規程(平成21年兵庫県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する実施規程の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)は、定年前再任用とみなして第1条の規定による改正後の職員の給与に関する実施規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第20条の5第2項から第4項まで及び第20条の9第2項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員(令和4年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の職員給与実施規程第23条第2項及び第3項第3号の規定を適用する。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用は、定年前再任用とみなして第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(以下「改正後の教育職員給与規程」という。)第20条の5第2項から第4項まで及び第20条の9第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の教育職員給与実施規程第23条第2項並びに第3項第2号及び第3号の規定を適用する。

(職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用短時間勤務職員(令和4年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。)は、短時間勤務職員とみなして第4条の規定による改正後の職員の子育て支援に関する実施規程第2条第4項第2号及び第3号並びに同条第6項の規定を適用する。